【海外出産された方の出産育児一時金申請について】

被保険者が海外で出産した場合も出産育児一時金の対象となりますが、 下記書類の提出が必要となります。

- ① 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し (パスポートの出国・入国記録ページ等)
 - ※空港において自動ゲートを利用し、パスポートで日本の出入国及び渡航先の 出入国が確認できない場合(スタンプのない場合)は、出入国記録の開示請求 手続き(法務省)により、渡航の証明を提出していただく場合があります。
- ② 出産の公的証明(現地の公的機関が発行する戸籍、住民票等)や被保険者が出産した現地の医療機関が発行する書類(出産証明書、領収書等)
- ③ 現地の公的機関・医療機関等に対して照会を行うことの同意書
- ④ 母子健康手帳の写しなど、当該出産の前提となる妊娠が確認できる書類

【事務担当】国保医療課 国保年金係 046-235-4594